

別 紙

答申甲第13号

答 申

第1 審査会の結論

生活・文化課ホームページ上における個人情報のオンライン結合による提供は、芸術活動の振興を目的としたものであり、下記の第3の事項に留意すれば、個人の権利利益を侵害するものではない。

第2 諮問に至る経緯

宮城県では、「みやぎ文化情報データベース」と称して、宮城県にゆかりのある芸術家及び芸術団体に関する情報を蓄積するとともに文化活動に関する情報を総合化し、インターネットで提供することにより、県民の文化活動の振興を図ることを計画した。

その際に、芸術家の氏名、部門、住所（居住市区町村）、連絡先（電話番号及びFAX番号）、生年、受賞歴、活動内容、所属する芸術団体名、ホームページアドレス、Eメールアドレスといった個人情報が提供されることになるため、個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成13年4月5日付けで諮問がなされた。

第3 オンライン結合による個人情報の提供を開始するときの留意事項

- 1 生活・文化課のホームページ上における個人情報の提供を行う際には、必ず提供対象となる個人からの承諾を得ること。  
また、個人情報を提供した個人から当該個人情報の削除の要請があった場合は、直ちにこれに応ずること。
- 2 第2に挙げた個人情報項目以外に、肖像、性別等のオンライン結合による提供の対象となる個人情報項目を新たに追加するとき（第2に挙げた個人情報項目内で個々の情報を追加するときを除く。）には、再度諮問すること。  
また、提供する個人情報項目を変更する際も同様とする。
- 3 定期的に行うホームページの更新の際には、掲載の必要がなくなった個人情報については、确实かつ速やかにページから削除すること。
- 4 諮問事項のうち芸術団体に関する情報（当該団体の代表者に関する情報を含む。）については、条例第2条第1号に定める個人情報にはあたらないが、当該団体に所属する個人の情報についてはこの限りではないので、十分注意して取り扱われたいこと。